

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の特例を定める件	四〇〇
○ 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	四〇二
○ 生活保護法による指定介護機関に係る事業者の名称を変更した旨届出があった件	四〇二
○ 生活保護法による指定介護機関に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった件	四〇二
○ 生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件	四〇三
○ 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	四〇三
○ 国土調査として指定した件	四〇三
○ 自動車専用道路を指定する件	四〇三
公 告	
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	四〇三
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	四〇三
○ 落札者を決定した件	四〇四
○ 随意契約の相手方を決定した件	四〇四
福 島 県 警 察 本 部	
○ 一般競争入札を行う件	四〇六

告 示

福島県告示第五百五十六号

1 平成二十五年九月九日から同月二十日までに資格（福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十五条及び第二百六十四条第一項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により工事若しくは

製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に該当するものを除く。）を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格をいう。以下同じ。）の審査を申請する者については、競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号。以下「五十九号告示」という。）第六の第四号（中）「当該審査基準日の属する年の六月一日から同月三十日まで」とあるのは「平成二十五年九月九日から同月二十日まで」とする。

2 前項の期間に資格の審査を申請する者であつて、警戒区域等（原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により平成二十三年四月二十一日において同項の警戒区域に設定されることとされた区域又は同月二十二日において本部長指示により居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域若しくは緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への退避が可能な準備を行うこととされた区域をいう。以下同じ。）に設定されることとされた区域内に、平成二十三年三月十一日において事業所があつた個人又は本店があつた法人若しくは県内において警戒区域等に設定されることとされた区域内にのみ支店があつた法人（以下「警戒区域等内法人等」という。）は、当該申請に係る審査基準日（資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。）を平成二十三年三月十一日とする。この場合において、五十九号告示第二の第二号中「西暦における奇数年（以下「奇数年」という。）の一月一日又は七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「当該審査基準日の属する年の翌々年の」とあるのは「平成二十七年」と、五十九号告示第四及び第五中「毎年一月一日又は七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、五十九号告示第六の第四号（中）「奇数年の一月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「当該審査基準の属する年の六月一日から同月三十日まで」とあるのは「平成二十五年九月九日から同月二十日まで」とする。

3 前項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等に対する五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定の適用については、五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定にかかわらず、それぞれ競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成二十四年福島県告示第四百一号）による改正前の五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定を適用する。

4 第二項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等であつて、平成二十三・二十四年度福島県建設工事等入札参加者名簿に登録され

ているもののうち経営事項審査の受審日が平成二十三年四月一日以降であるものについては、五十九号告示第四の第二号(五)中「国際標準化機構が定める規格(以下「国際規格」という。ISO九〇〇一若しくは日本工業規格JISQ九〇〇一又は国際規格ISO一四〇〇一若しくは日本工業規格JISQ一四〇〇一の認証の取得」とあるのは「福島県内における東日本大震災等(東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)、平成二十三年七月新潟・福島豪雨(平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十三年政令第二百六十三号)により指定された激甚災害をいう。))又は平成二十三年台風第十五号による災害(平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十三年政令第三百二十二号)により指定された激甚災害をいう。))をいう。以下同じ。))に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣の実績」と、五十九号告示第六の第一号(ア)中「国際規格ISO九〇〇一若しくは日本工業規格JISQ九〇〇一又は国際規格ISO一四〇〇一若しくは日本工業規格JISQ一四〇〇一の認証を取得しているもの」とあるのは「東日本大震災等に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣の実績があるもの」とする。

5 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定により読み替えられた五十九号告示第四の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた五十九号告示第四中「平成二十三年三月十一日」とあるのは、「平成二十三年三月十一日(第二号(五)にあつては、平成二十五年一月一日)」とする。

平成二十五年八月三十日

福島県知事 佐藤雄平
(入札監理課)

福島県告示第五百五十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。))により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年八月三十日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
				平成二十五年八月三十日	サービス

小規模多機能型居宅介護ゆきうさぎ	福島市上島渡字北河原二一	社会福祉法人とやの福祉会	福島県福島市上島渡字樋ノ口北五二	平成二十五年七月一日	小規模多機能型居宅介護
デイサービスバル・雨やどり	白河市表郷金山字藤川二六一四	株式会社自立支援生活介護研究所	同 白河市郭内一九	同	通所介護
健康倶楽部あいつデイサービスセンター「アールCLA S S」	大沼郡会津美里町字高田道上二七八一一	医療法人社団平成会	同 県大沼郡会津美里町荻窪字上野一八五	同	通所介護 介護予 防通所介 護
社会福祉法人芙蓉会指定居宅介護支援事業所	耶麻郡北塩原村大字北山字地藏堂二九〇六一	社会福祉法人芙蓉会	同 県耶麻郡北塩原村大字北山字地藏堂二九〇六一	同	居宅介護 支援事業

(社会福祉課)

福島県告示第五百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。))により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業者の名称を変更した旨届出があった。

平成二十五年八月三十日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
ライフケアそう	相馬市塚ノ町二一	変更前 有限会社コ	変更後 株式会社コ
			福島県相馬市小

ま指定訪問介護 事業所	六一二二	ンタクト	ンタクト	泉字高池四七 二一
----------------	------	------	------	--------------

(社会福祉課)

福島県告示第五百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十五年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称 せいふうケア リハビリ・ ホーム須賀川	事業所の所在地 須賀川市館取町 八二二二	事業者の 名称		事業者の主たる事務所の所在地	
		株式会社 せいふう ケア	福島県郡山市小 原田四一一一	福島県郡山市亀 田一一一五一一	三

(社会福祉課)

福島県告示第五百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該介護機関を廃止した旨届出があった。

平成二十五年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の 名称 デイサー ビスセン ター佑	事業所の 所在地 須賀川市 西川字山 寺二〇	事業者の 名称 株式会社 アイル	事業者の主たる 事務所の所在地 福島県須賀川市西 川字山寺二〇	廃止年月日 平成二五年五月三 一日	サービ スの種 類 通所介護 介護予 防通所介
-----------------------------------	------------------------------------	---------------------------	--	-------------------------	--

護

(社会福祉課)

福島県告示第五百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十五年八月三十日から同年十二月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニクロいわき平店 福島県いわき市平南部第二土地区画整理事業五十四街区二
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 大和情報サービス株式会社
代表者の氏名 代表取締役 藤田 勝幸
住所 東京都台東区上野七丁目十四番四号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ユニクロ
代表者の氏名 代表取締役 柳井 正
住所 山口県山口市佐山七百十七番地一
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年四月二十二日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千四百九十三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおりに
収容台数 五十一台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおりに
収容台数 十五台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおりに
面積 六十平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 容量 十五立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前十時(年間十日は午前六時)
 - (二) 閉店時刻 午後八時(年間十日は午後十時)
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前九時三十分から午後八時三十分まで(年間十日は午前五時三十分から午後十時三十分まで)
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 八か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日
 - 平成二十五年八月二十一日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十五年八月二十二日次のとおり指定した。

- 一 調査を行う者の名称 福島県知事 佐藤 雄 平
- 二 調査地域 伊達市
- 三 調査期間 伊達市霊山町石田の一部
平成二十五年九月十一日から平成二十六年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第五百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、自動車専用道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	指 定 区 間	指 定 年 月 日
一般国道二二二号	河沼郡湯川村大字笈川字中谷地五番一地从先 同 郡同 村大字桜町字八日町一三番一地从先 まで	平成二五年 八月三〇日

(道路計画課)

公 告

公告第二百七十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年八月十四日
- 二 名称 特定非営利活動法人市民メディア・イコール
- 三 代表者の氏名 山口 久美子
- 四 主たる事務所の所在地 福島県郡山市虎丸町十番十七号澤屋虎丸ビル一〇三号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、すべての人に対して男女共同参画社会の形成を促進する事業を行うことにより、個人の責任に基づく自発的な活動を推進し、誰もが差別されない社会づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十五年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
只見町土地改良区
退任した役員

令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年 8月30日

福島県県北流域下水道建設事務所長 吉 成 隆

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務(中間処理:フレコン汚泥) 2,300 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年 8月 5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エコ計画 埼玉県さいたま市桜区田島八丁目4番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
53,550円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総 務 課)

福島県警察本部公告第79号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交通事故総合管理システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年8月30日

福島県警察本部長 名 和 振 平

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 交通事故総合管理システム機器 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成26年3月1日から平成31年2月28日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中、円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年9月19日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙30枚程度が入る大きさで、200円分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年10月9日（水）午後1時30分 福島県庁西庁舎3階301会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年10月8日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Traffic Accidents General Control System equipment 1set(including related costs concerning installation, maintenance, and removal of the equipment, installation, setup, and adjustment of the software, transition of data to the software, and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 9 October 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 8 October 2013
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)